

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社に入社し、研究事務職として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、勤務を終えて帰宅途中の午後〇時〇分頃、C駅から電車に乗ったところ、電車内の床が雨で濡れていたため、滑って転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌日、Dクリニックに受診し「腰部捻挫、腰椎椎間板ヘルニア、頭部打撲、脳出血の疑い」と診断され、その後も股関節の痛みなどが続いたため、複数の医療機関において加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 2級を超えるものと認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、残存障害として、右股関節の機能障害及び右臀部から股関節にかけての神経症状がある旨を主張している。

(2) そこで、まず、右股関節の機能障害について検討すると、E医師・F医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書及びG医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書のいずれにおいても、股関節の可動域測定において、外転・内転の可動域角度に健側可動域の1/2以下に制限があるとの結果が示されている。この点、G医師は、上記意見書において、要旨、「レントゲン所見：両股関節臼蓋形成不全を示す、右腸骨は採骨の跡あり→腸骨スペーサー入る、右股関節は生まれながらの臼蓋形成不全があるためすでに関節症を示す。MRI所見：(腰椎)骨傷(一)」との意見を述べている。

請求人が、本件災害により股関節部の骨などに損傷を負ったという事実はなく、また、上記のとおり、請求人には私病として右股関節臼蓋形成不全による股関節症があったとのG医師の意見に鑑みると、当審査会としても、請求人の右股関節に係る可動域の制限については、本件災害に起因するものとは判断できない。

(3) 次に、請求人が主張する右臀部から股関節にかけての神経症状についても検討したが、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のエに説示のとおり、「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第1 2級の1 2)に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。